

参考資料

浦安市敬老祝い金の支給に関する規則（平成11年規則第7号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（受給資格）</p> <p><b>第3条</b> 敬老祝い金は、次に掲げる要件を満たす者に支給する。</p> <p>(1) 数え年88歳又は数え年99歳に達した者であること。</p> <p>(2) 数え年88歳及び数え年99歳に達した年の1月1日から8月1日までの間において、継続して本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>（支給額）</p> <p><b>第4条</b> 敬老祝い金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 省 略</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（受給資格）</p> <p><b>第3条</b> 同 左</p> <p>(1) <u>数え年77歳</u>、数え年88歳又は数え年99歳に達した者であること。</p> <p>(2) <u>数え年77歳</u>、数え年88歳及び数え年99歳に達した年の1月1日から8月1日までの間において、継続して本市の住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>（支給額）</p> <p><b>第4条</b> 同 左</p> <p>(1) <u>数え年77歳の者</u> <u>10,000円</u></p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p>